

○生活福祉委員長報告

生活福祉委員長 上 田 公 司

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第16号 鳴門市印鑑条例及び鳴門市手数料徴収条例の一部改正について」ほか議案4件であります。

当委員会は、去る3月1日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案5件についてはいずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第16号 鳴門市印鑑条例及び鳴門市手数料徴収条例の一部改正について」であります。平成31年7月から自動交付機を廃止することに伴い、自動交付機に関する規定を削除するなど、所要の改正を行うものであります。

マルチコピー機を利用するためには、マイナンバーカードが必要となることから、本市におけるマイナンバーカードの交付率について確認があり、平成31年1月末においては11.8%となっているとの説明を受けました。

また、約9割の方がマイナンバーカードを所持していない状況で、自動交付機が廃止されれば、多くの方の利便性が低下することになることから、その対応策について質疑があり、マルチコピー機を利用する以外にも、平日における本庁市民課及び板東連絡所における交付、毎月第1土曜日における本庁市民課での交付、平成29年度より実施している、5カ所の郵便局における交付、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機を利用するなどの交付、もしくは、郵送での交付などの方法があるとの説明を受けました。

マイナンバーカードを所持していない方のためにも、周知広報を徹底して欲しいとの要望がありました。

また、印鑑証明書を発行する時は、なると市民カードが必要であったが、今後はどうなるのかとの質疑があり、なると市民カードには、印鑑登録証及び暗証番号を登録することにより自動交付機を利用出来る2つの機能があり、自動交付機が廃止された後も、印鑑登録証の機能は残り、窓口で印鑑証明書の交付を受ける場合は、なると市民カードが必要であるとの説明を受けました。

また、マルチコピー機を利用した自動交付方式となることにより戸惑う方も多いと思われるが、コンビニエンスストアに、使い方などを掲示しているのかとの質疑があり、コンビニエンスストアには掲示しており、利用方法が分からない場合は、本庁市民課にも、マルチコピー機を設置しており、職員が丁寧に

説明をさせていただきたいとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第17号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」であります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正に伴い、技術管理者の資格基準について、所要の改正を行うものであります。

クリーンセンターにおいて、技術管理者としての業務を担っている人数について質疑があり、焼却処理施設で2名、リサイクル施設で1名、し尿処理施設で2名、最終処分場で1名との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第18号 鳴門市国民健康保険条例の一部改正について」であります。国民健康保険法施行令の改正に伴い、国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を引き上げるなど、所要の改正を行うものであります。

国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額が58万円から61万円となり、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額が27万5千円から28万円となり、2割軽減の対象となる世帯については、50万円から51万円となるが、どの程度の世帯に影響するのかの質疑があり、平成30年度の状況で試算すれば、基礎賦課分にかかる限度額の超過世帯数は268世帯となり、また、軽減判定所得における軽減なしの世帯から2割軽減に該当する世帯数は37世帯で軽減対象金額は約71万円、2割軽減から5割軽減になる世帯数は23世帯で軽減対象金額は約64万円になるとの説明を受けました。

また、県内における本市の保険料の負担額の状況について質疑があり、平成29年度においては、24市町村のうち高い方から8番目となっているとの説明を受けました。

また、市民の方への保険料の負担額に関する情報提供が少ないのではないのかの質疑があり、納付通知書の発送前には、市広報紙等で周知しているとの説明を受けました。

自治振興会、老人会及び婦人会等での周知広報等も可能ならば検討して欲しいとの要望がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第19号 鳴門市附属機関設置条例の一部改正について」であります。市内の就学前教育・保育のあり方について調査審議するため、新た

に附属機関を設置する改正を行うものであります。

審議会の委員定数を10人以内とし、その構成を、学識経験者、関係団体の代表者、関係行政機関の職員、公募による市民、その他市長が必要と認める者、としているが、1分野につき、各2名程度を想定しているのかとの質疑があり、現在、内部調整中であり、公募による市民の方を何名とするのか等も含め検討した結果、各分野における人数配分は変わってくるとの説明を受けました。

また、公立保育所の所長が委員となる場合はどの分野から選ばれることになるのかとの質疑があり、関係行政機関の職員に該当すると思われるとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第23号 工事請負変更契約の締結について（鳴門市人権福祉センター耐震改修工事のうち建築工事）」であります。鳴門市人権福祉センター耐震改修工事のうち建築工事について、変更契約を締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5号及び鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

当初に契約した時点で、今回の変更契約の内容について、想定出来なかったのかとの質疑があり、当初は設計書を基に契約をすることとなるが、解体工事や、足場の設置などを行う過程において、想定出来なかった工事が発生することがあるとの説明を受けました。

また、防火シャッター及びトイレ仕切り壁の変更の内容について質疑があり、防火シャッターについては、既存の防火シャッターからの形状の変更等が必要となったこと、トイレ仕切り壁については、強度の不足が確認されたため、既存の壁を撤去して新たに軽量鉄骨の壁を設置するものであるとの説明を受けました。

また、今回、変更するに至った、工事の主な増額理由及び減額理由の詳細な金額についての確認がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。